



「ITPEC 試験運用システムの更新」  
に係る事前確認公募

公募要領

2023年7月11日

独立行政法人 情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、現在、IPAで運用している「ITPEC試験運用システム」に関する運用・保守契約について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、競争手続き（総合評価落札方式の一般競争入札）に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

## 記

### 1. 運用・保守契約の概要

#### (1) 名称

「ITPEC 試験運用システムの更新」

#### (2) 契約期間

契約締結日から 2024 年 6 月 28 日（金）

#### (3) 概要

現在、IPA で運用している「ITPEC 試験運用システム」の更新を実施する。

具体的な業務の内容については、別紙「仕様書」参照のこと。

### 2. 応募要件

#### (1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

#### (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 令和 4・5・6 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格を有する者であること。資格を有しない場合は、登記簿謄本、納税証明書、営業経歴書及び財務諸表類を提出し、参加を認められた者であること。

(5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

#### (8) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

#### (9) 業務執行体制及びスキルに関する要件

別紙「仕様書」参照のこと。

### 3. 手続き等

#### (1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

デジタル人材センター 国家資格・試験部 国際グループ 担当：土屋、伊藤

電話番号：03-5978-7607

E-mail: kokusai-info@ipa.go.jp

住所: 〒113-6591 文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンター15階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mailのみとします。

※ 受付時間 10:00~17:00 (12:30~13:30は除く) 月~金曜日 (祝・休日を除く)

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

別紙「仕様書」に記載のシステム開発の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2023年7月21日（金）17時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式1）
- ② 別紙「仕様書」に記載のシステム開発の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し  
【上記の資格を有しない場合】

登記簿謄本（商業登記法第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本）、納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し  
※登記簿謄本及び納税証明書は、発行日から3か月以内のものに限る。

- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式2）
- ⑥ 情報取扱者名簿（様式3）
- ⑦ 情報管理体制図（様式4）

4. その他

- (1) 手手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
  - (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
  - (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (4) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表<sup>(注)</sup>するものとする。
  - (5) 契約条項については、（参考）契約書（案）を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。
  - (6) 現行システムの資料の開示
- 参加意思確認書を提出しようとする者が現行システムの資料の閲覧を希望する場合は、代表者印を押印した秘密保持誓約書（別添を参照）を提出した上で、当機構が用意する閲覧場所において、当機構職員の立会の下に閲覧することができる所以、事前に3.(1)の担当部署へ電子メールで申し込むこと。

なお、閲覧期間は2023年7月12日（水）から2023年7月19日（水）までの10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）までの間の2時間程度とする。（祝・休日を除く）

閲覧物の内容のメモは可とするが、写真撮影、コピー等の複写行為は不可とする。閲覧時は当機構の職員を立ち会わせる。また、立会い者は当公募に係る一切の質問に回答しない。

【開示する資料】

- ・システムに関する設計書
- ・インストールマニュアル 等

(注)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点では在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（5）実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了知願います。

【別添】

平成 年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 齊藤 裕 殿

秘密保持誓約書

当社は、「ITPEC 試験運用システムの更新」に係る事前確認公募（以下「本公募」と言う）に関する手続において、貴機構から閲覧を許可された情報のうち、公知の情報以外（以下「秘密情報」と言う）の取扱いに関しては、下記の事項を厳守することを、ここに誓約致します。

記

1. 秘密情報を本公募に関係する役員又は従業員以外の者に対して開示又は漏洩致しません。
2. 秘密情報は本公募のためのみに利用致します。
3. 当社が秘密情報を外部に開示又は漏洩したことにより、貴機構が損害を被った場合には、損害賠償等について真摯に対応致します。

以上

(住所)  
(会社名)  
(代表者名)

印

(別記)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

#### 記

##### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 齊藤 裕 殿

提出者 〒

住所

団体名

代表者役職氏名

印

担当者所属役職氏名

連絡先 メールアドレス

TEL

FAX

「ITPEC試験運用システムの更新」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

### 1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)

サイズ:A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

### 2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること

サイズ:A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

## 【様式 2】

## 会社概要 (1/2)

会 社 名			
代表 者 氏 名		URL	
本 社 住 所	〒		
設 立 年 月	西暦 年 月	主 取 引 銀 行	
資 本 金	百万円	資 本 系 列	
従 業 員 数	人	加 盟 協 会	

会社の沿革 :

.....

.....

.....

.....

主要役員 前に○印を記す (非常勤は役職の記入)	氏 名	年令	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株 主 名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒				
	所属・氏名	TEL :			
		FAX :			
		E-mail :			
業績	項目	期	前々期(確定) / ~ /	前期(確定) / ~ /	今期(見込み) / ~ /
	売上高		百万円	百万円	百万円
	営業利益		百万円	百万円	百万円
	経常利益		百万円	百万円	百万円
	資本勘定		百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益		百万円	百万円	百万円
	借入残高(社債、割手含む)		百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先			直近決算時点における売上高	
				百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無		
		有・無			

## 【様式 3】

## 情報取扱者名簿

		(しめい) 氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及 び国籍 (※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※ 1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

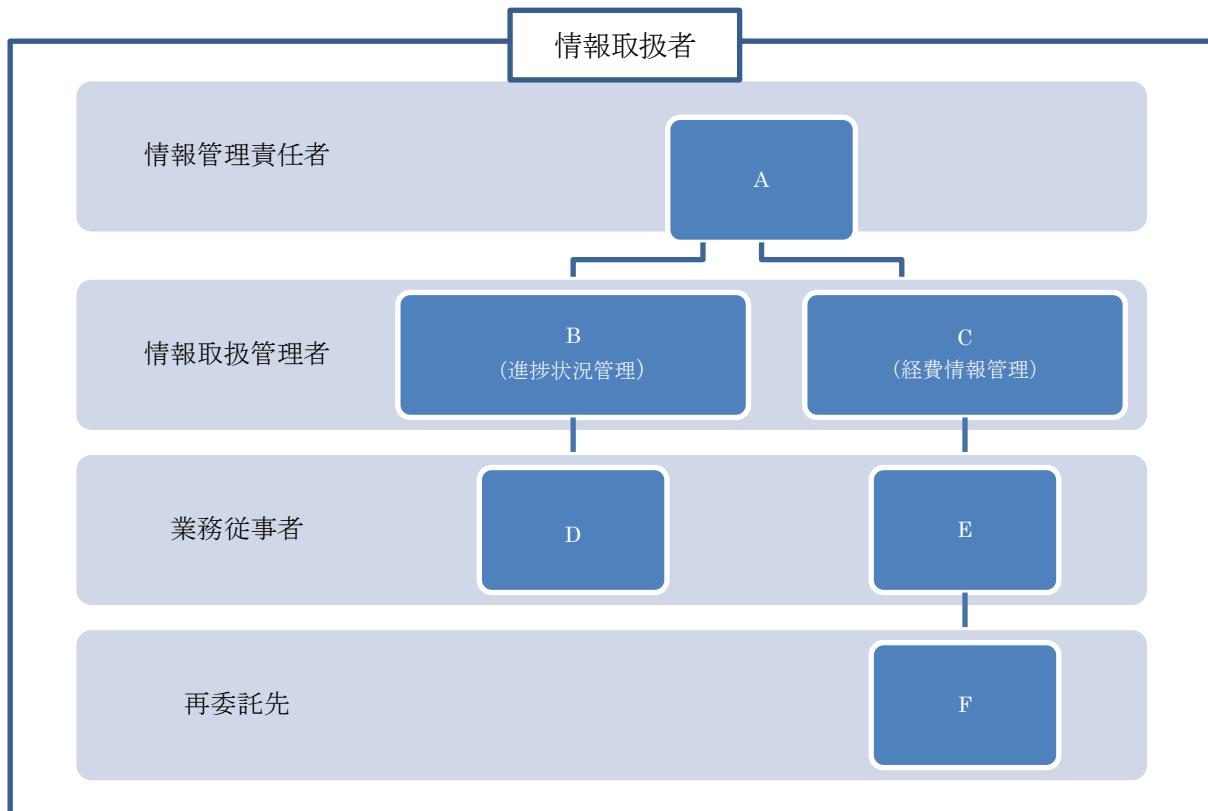
(※ 2) 本委託業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本委託業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※ 3) 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※ 4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※ 5) 個人住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。

## 情報管理体制図（例）



## 【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- ・ 委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

## 仕様書

「ITPEC 試験運用システムの更新」の仕様について次に示す。

### 1. 件名

ITPEC 試験運用システムの更新

### 2. 背景・目的

#### 2.1. 背景

現在フィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー、モンゴル及びバングラデシュの 6 か国では、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）の協力のもと、「アジア共通統一試験（ITPEC<sup>1</sup>試験）」を実施している。本試験は、同じ日の、同じ時間に、同じ問題を使用し実施する共通統一試験で、毎年原則として 4 月と 10 月の年 2 回実施されている。

各国における試験の実施を支援するため、IPA では 2002 年度から「アジア試験運用システム（IT Professionals Examination Support System、以下 ITES と略す）」を開発し、各国に提供してきた。提供しているのはその開発されたソフトウェアのみであり、ハードウェアは各国試験実施機関のものを利用し、実際の運用は各国試験実施機関が行う形態をとっている。

開発時点の ITES では、その当時の日本の情報処理技術者試験制度に合わせて、日本の試験に相当する試験を実施・運用することを想定してシステムの機能を定めていた。その後、2009 年度に日本の試験制度が変わり、IT パスポート（IP）試験等、新たな試験区分が実施されるようになったため、ITES も、日本の試験制度変更に対応して、試験区分の追加等の更新を行い、合わせて、OS のバージョンアップに対応した（Windows 7 上で稼働する ITES7）。2019 年には、一部のシステム化されていなかった機能を取り込み、改めて OS のバージョンアップにも対応した Windows 10 上で稼働する ITES10 が開発され、現在、これが各国で利用されている。

#### 2.2. 目的

現行システムは、Windows10 に対応しているが、Windows 10 は 2025 年 10 月にサポート期限の終了を迎える。また、日本の基本情報技術者試験において出題構成の変更があり、日本では変更した形で 2024 年 4 月から実施されている。

そこで、今回のシステム更新では、ITPEC 各国の試験運用が継続して円滑に行えるように、Windows11 への対応と出題構成の変更等に対応することを目的とする。

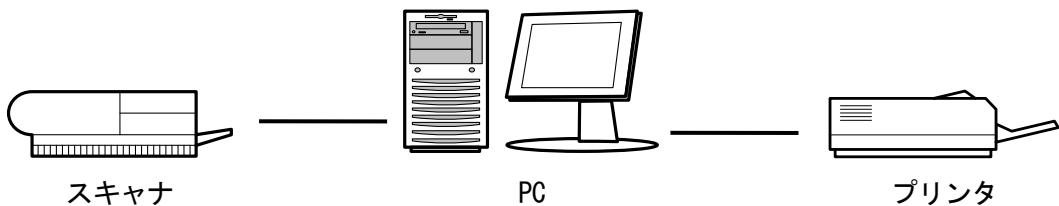
### 3. 現行システムの概要

#### 3.1. 利用環境機器構成

現行システムは、原則としてネットワークには繋がず、独立した PC ベース上で利用することを想定している。ただし、システムのアップデートの際は、ネットワークに繋ぐ。

---

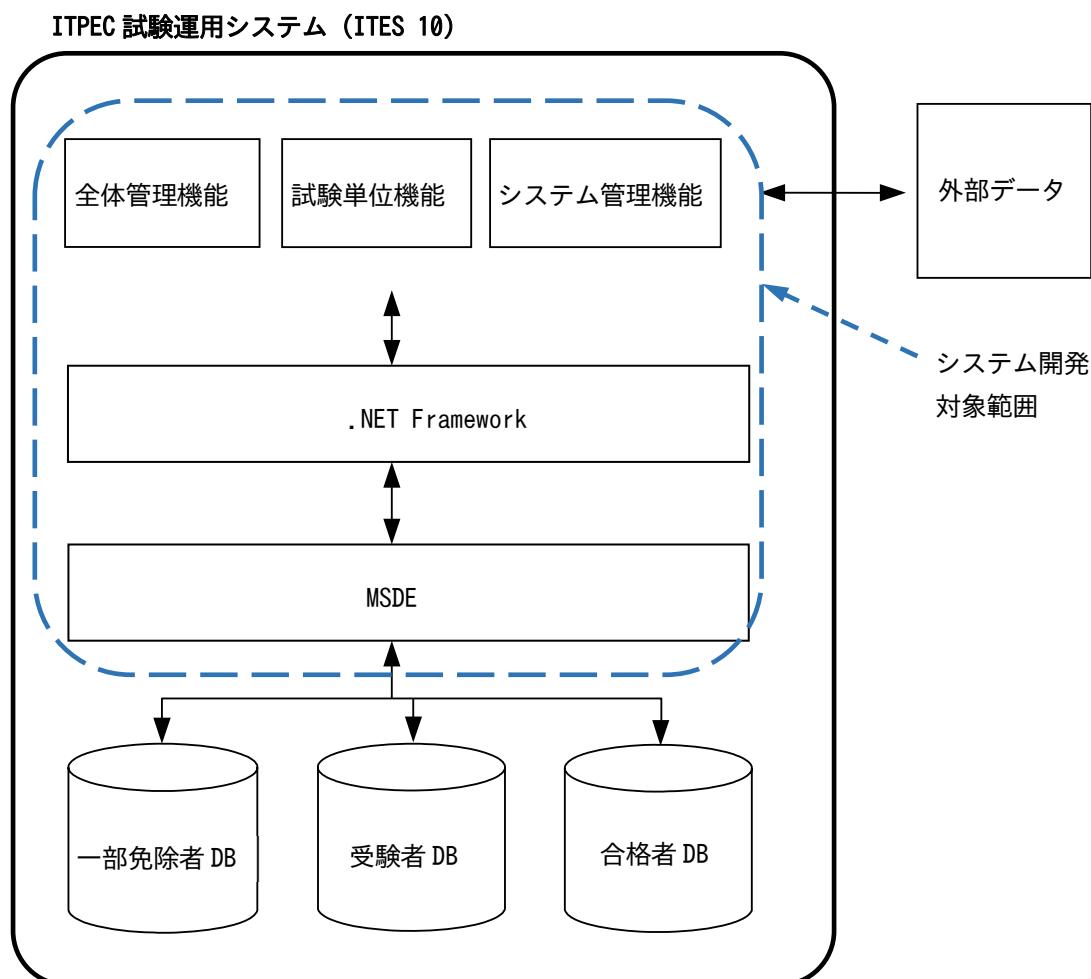
<sup>1</sup> ITPEC: IT Professionals Examination Council



- スキャナ 1台  
受験者から回収した OMR 答案用紙を読み込む。
- PC 1台  
スキャナから読み込んだものを文字データに変換し、ITES 10 で読み込んだ上で採点等の処理を行い、応募者ならびに合格者の管理を行う。
- プリンタ 1台  
統計データ等の出力を行う。

### 3.2. システム構成

現行システムの構成について示す。



現行システムは、上図に示すように.NET Framework 4.7.2 上で動作するアプリケーションとして構成されている。Database としては、.NET Framework 4.7.2 と親和性の高い Microsoft SQL Express 2017 を用いている。

また、他システムで作成した、応募者データ、OMR 答案および手採点答案等の外部データは、画面から手入力するだけでなく、所定の形式によるファイルによっても取り込むことが可能である。データファイルは CSV (Comma Separated Value) 形式とし、取り込むために必要なインターフェースを備える。

なお、アプリケーション作成においては、Microsoft Visual Studio 2017 の C# を用いている。そのほか、Grid コンポーネントとして GrapeCity FlexGrid for .NET、帳票コンポーネントとして Crystal Reports for Visual Studio 2017 の 2 つのツールを使用している。

### 3.3. 機能構成

#### (1) 機能の概要

現行システムの機能は、すべての試験に共通する「全体管理機能」、試験単位ごとに処理する「試験単位機能」、システムを管理するための「システム管理機能」の三つに分かれる。

##### ① 全体管理機能

「全体管理機能」はすべての試験に共通する機能で、次の三つのサブ機能で構成される。

- 試験情報一覧機能

システム運用時点からのすべての試験について、タイトル(例 “2023 Spring” )、試験日、試験区分、応募者、受験者、合格者等の試験に関する情報を表示する機能である。

- 合格情報管理機能

システム運用時点からのすべての合格者の情報を表示する機能である。

- 個人情報管理機能

氏名、性別、生年月日からなる個人情報を管理する機能である。ここでは個人情報に各受験情報を関連付けていくので、個人ごとの受験履歴も本機能で一覧可能である。

##### ② 試験単位機能

「試験単位機能」は試験単位ごとに処理する機能で、次の 12 のサブ機能で構成される。各機能は、試験単位の下位レベルである試験区分ごとに機能する。

- タイトル管理機能

実施する試験のタイトル(例 “2023 Spring” )、試験日、試験区分等を管理する機能である。試験を実施する際に最初に使用する機能となる。

- 会場管理機能

試験を行う会場を管理する機能である。前回の試験の会場情報を初期値として複写する機能も持つ。

- 協力者管理機能

試験を管理する協力者を管理する機能である。前回の試験の協力者情報を初期値として複写する機能も持つ。

- 応募者管理機能

試験の応募者を管理する機能である。応募者情報は 1 件ずつ画面から入力することも、Excel 等で作成した CSV 形式のファイルから、一括して入力することも可能である。一括入力の場合は、応募者の重複や項目のエラーはエラーリストに表示する。

- 受験番号発行機能

応募者に受験番号を発行する機能である。応募者が希望した試験地情報を基に会場を割り付け、受験番号を発行する。

- 受験者管理機能

受験者を管理する機能である。受験票印刷用のデータを CSV 形式で出力する機能も持つ。

- 答案管理機能

答案を管理する機能である。答案データは CSV 形式のファイルから一括して入力する。入力の際に受験番号のマッチング処理を行い、受験番号の一致しない答案や受験番号が重複する答案はエラーリストに表示する。

- 正答・配点管理機能  
正答と配点を管理する機能である。多肢選択式の問題は正答と配点を、記述式の問題は正答(入力するかは任意)と配点を、論述式の問題は配点のみ管理する。必須問題／選択問題の区別も管理する(例えば、“問1と問6は必須、問2～問5は4問の中から2問選択、問7と問8は2問の中から1問選択”等)。
- 採点機能  
入力した正答・配点情報を用いて採点を行う機能である。
- 合否判定機能  
合否判定用資料の出力と合格者を決定する機能である。合格者の情報は別途「合格者DB」にも複写する。合否判定資料としては、採点総括表、得点頻度表、得点頻度グラフ、問題別総括表、問題別得点状況表を出力する。
- 合格者管理機能  
合格者を管理する機能である。合格証書印刷用のデータをCSV形式で出力する機能も持つ。
- 統計資料作成機能  
統計資料を出力する機能である。統計資料としては、合否判定資料と同様のもののに、年齢別得点分布表、アンケート項目別得点状況表、推移表を出力する。

### ③ システム管理機能

「システム管理機能」は、次の三つのサブ機能で構成される。

- パスワード管理機能  
ユーザごとのパスワードを管理する機能である。
- マスタ管理機能  
システムが使用するマスタテーブルを管理する機能である。
- バックアップ／リストア機能  
DB上の各種データをバックアップまたはリストアする機能である。

## (2) 機能別画面・帳票一覧

### ① 全体管理機能

業務・処理	機能	入力・選択画面	出力帳票
試験情報	試験情報一覧	試験情報一覧	試験情報一覧表
合格情報	合格情報一覧	合格情報一覧	合格情報一覧表
	合格情報詳細	合格情報詳細	合格情報詳細表
個人情報	個人情報一覧	個人情報一覧	個人情報一覧表
	個人情報詳細1	個人情報詳細1	個人情報詳細1表
		個人情報移動	
	個人情報詳細2	個人情報詳細2	個人情報詳細2表

### ② 試験単位機能

業務・処理	機能	入力・選択画面	出力帳票
タイトル管理	タイトル管理	タイトル管理	タイトル管理表
会場管理	会場一覧	会場一覧	会場一覧表 会場一覧表（試験区分・試験地別）
	会場詳細	会場詳細	会場詳細表
協力者管理	協力者一覧	協力者一覧	協力者一覧表
	協力者詳細	協力者詳細	協力者詳細表
応募者管理	応募者一覧	応募者一覧	応募者一覧表 応募者一覧表（試験区分・試験地別）
	応募者データ入力		
	応募者データ入力結果	応募者データ入力結果	
	応募者詳細	応募者詳細	応募者詳細表

受験番号発行	受験番号発行	受験番号発行	
受験者管理	受験者一覧	受験者一覧	受験者一覧表
	受験者詳細	受験者詳細	受験者詳細表
答案管理	答案一覧	答案一覧	答案一覧表
		答案データ入力	
	答案データ入力結果	答案データ入力結果	
	答案詳細	答案詳細	答案詳細表
正答・配点管理	正答・配点管理	正答・配点管理	正答・配点管理表
		正答・配点データ入力	
採点	採点一覧	採点一覧	採点一覧表
		採点	
		採点取消	
	採点詳細	採点詳細	採点詳細表
合否判定	合否判定	合否判定	採点総括表 得点頻度表 得点頻度グラフ 問別総括表 問別得点状況表 得点分布クロス表
合格者管理	合格者一覧	合格者一覧	合格者一覧表
	合格者詳細	合格者詳細	合格者詳細表
統計資料作成	統計資料作成	統計資料作成	採点総括表 得点頻度表 得点頻度グラフ 問別総括表 問別得点状況表 得点分布クロス表 アンケート項目別得点状況表 年齢別得点分布表 推移表

③ システム管理機能

業務・処理	機能	入力・選択画面	出力帳票
パスワード管理	ユーザ・パスワード管理	ユーザ・パスワード管理	
マスター管理	アンケート表管理	アンケート表管理	アンケート表管理表
	試験区分表管理	試験区分表管理	試験区分表管理表
	トラブル表管理	トラブル表管理	トラブル表管理表
	職種表管理	職種表管理	職種表管理表
	応募者一括削除	応募者一括削除	
	受験番号発行取消	受験番号発行取消	
	答案一括削除	答案一括削除	
	合格決定取消	合格決定取消	
バックアップ／リストア	バックアップ	バックアップ	
	リストア	リストア	

④ 補助機能

業務・処理	機能	入力・選択画面	出力帳票
起動処理	メインメニュー	メインメニュー	
	ログオン	ログオン画面	

### 3.4. 現行システムの特長

現行システムの機能の特長について示す。

(1) 簡易な操作性

利用者の操作性を勘案して、一般的な Windows PC 上で動作し、すべての機能が GUI を用いて操作可能である。

(2) データの汎用性

利用環境の汎用性を勘案して、システムで取り扱うデータは、汎用の CSV 形式で入出力できる。

たとえば、答案データを入力する際には、特定の OMR に依存する様子がないように、CSV 形式で入力する。また、受験票データおよび合格証書データについても、各国独自に付加情報を追加したり、各国独自のレイアウトに対応できるように、CSV 形式で出力される。

(3) 多国化対応

国ごとの試験運用の違いに対応できる。

たとえば、試験運用の際に使用する数値と日時の書式の国ごとの相違は、OS の設定だけで対応できる。

また、合格番号等、国ごとに書式が異なるものも対応できる。

ただし、システムの動作環境は英語版 Windows とし、入出力データの言語も英語とする。

(4) セキュリティ

取り扱うデータの性質上、権限レベルの異なるユーザを設定して、ユーザごとに使用できる機能に制限を設けることができる。各ユーザにはパスワードを設け、利用開始時には必ずパスワードを入力させる。

また、保存するデータに関しても、RDBMS を使用して信頼性を上げると共に、ユーザごとにアクセス権を設定して管理する。

(5) 保守性

万一の障害に対応できるように、データのバックアップとリストアの機能を用意している。これらの機能も、他の機能と同様に GUI で簡単に行える。

(6) 拡張性

試験区分の追加や、試験形式(出題問題数や必須/選択の区別等)の変更に対応できる。

## 4. システムの更新に係る作業内容

### 4.1. 実施内容・方法

今回のシステムの更新作業に含める動作環境と機能の概要および要件について示す。

#### (1) 更新する動作環境の概要

各国において現行システムが動作している環境は、OS が英語版の Windows 10 であるが、このバージョンは、2025 年 10 月にマイクロソフト社によるサポートが終了となるため、英語版 Windows 11 に移行する。

なお、RDBMS 等の現行システムが利用しているミドルウェアについては、英語版 Windows 11 で稼働するものに適宜移行する。その際、Microsoft が無償で提供しているものの中から、安定して正常に動作するバージョンのものを選定して使用する。

また、データベースについては、セキュリティ上の観点からデータの保護措置を行えるようにする。

#### (2) 更新する機能の概要

現行システムでは、FE 試験のうち、午後試験は、大問 8 間のうち問 1 と問 6 は必須、問 2～問 5 は 4 間の中から 2 間選択、問 7 と問 8 は 2 間の中から 1 間選択、それぞれの大問には数問の択一式の設問がある出題構成となっている。これを、2023 年春から日本で実施されている試験の出題構成の変更に合わせて、20 問の択一問題で全て必須問題とする構成に変更する。また、これら変更に対応する、採点、合否判定、帳票出力等の更新を行う。なお出題構成の変更に伴う名称の変更に合わせて、FE 午後試験から FE 科目 B に改める。また、FE 午前試験については、現行の 80 問から 60 問に出題数が変更になることに加え、名称を FE 科目 A に改める対応を行う。

#### (3) システムの更新に係る要件

##### ① システムの機能に関する要件

現行システムが持つ機能を損なうことなく、今回更新する機能に対応すること。

##### ② システムの信頼性確保に関する要件

現行システムが持つ信頼性を損なうことなく、システムを更新すること。それを確認できるテストを実施し、テスト結果報告書を提出すること。

##### ③ システムの操作性に関する要件

現行システムの操作を担当している程度のスキルをもつ各国の利用者が、1 日の講習で習得できる程度の操作性を有するシステムであること。

##### ④ 納入文書に関する要件

現行システムに付属する文書と同等以上の粒度で、マニュアル等の文書を作成すること。

##### ⑤ データ移行支援

現行システムから更新後のシステムへ移行する際に、現行システムで管理・保存している RDBMS 上のデータが完全かつ容易に更新後のシステムに移行できるようにすること。

##### ⑥ ヘルプデスク

各試験実施機関からの問合せに対し、対応または対応の見込みについて 3 営業日以内に連絡する。

### 4.2. 成果物

#### (1) ソフトウェア

- ソースファイル一式  
新システムの実行モジュールを作成するために必要なすべてのソースファイル
- 実行モジュール一式  
新システムの実行に必要なすべての実行モジュール
- セットアッププログラム（インストーラ）

新システムを稼動する機器にインストールする際に使用するソフトウェア

(2) 文書

- システム設計書  
システム構成、機能構成、コード仕様、クラス仕様、データベース仕様、画面仕様、帳票仕様、処理仕様等、現行システムのシステム設計書と同程度以上の詳細な内容で記述された文書
- テスト結果報告書  
テスト方針、テスト環境、テスト方法、テスト項目、テスト結果等、現行システムのテスト結果報告書と同程度以上の詳細な内容で記述された文書
- インストールマニュアル（日本語版および英語版）  
利用者が新システムを稼動する機器にインストールする際に参照するマニュアルで、現行のものと同程度以上の詳細な内容で記述された文書
- 運用マニュアル（日本語版および英語版）  
利用者が新システムを利用して試験を実施する際に参照するマニュアルで、現行のものと同程度以上の詳細な内容で記述された文書
- ユーザマニュアル（日本語版および英語版）  
利用者が新システムを操作する際に参照するマニュアルで、現行のものと同程度以上の詳細な内容で記述された文書

#### 4.3. 実施体制

(1) 実施要員の要件

- 当該システムは、入出力は英語を基本としながら現地語も含み、日付等の書式の異なる複数の国で利用されるため、実施要員には、多言語システムの開発経験があり、チーム（サブシステム開発単位）リーダ以上の中堅を務めた者を含めて複数名いること。
- 実施要員には、現行システムを分析し、これを適切に変更できるソフトウェア開発能力を有する者が含まれること。実施要員は対象となる業務・仕様・プログラムについて十分分析・理解ができること。
- 実施要員には、類似環境でのマイグレーションの開発経験があるものが含まれていること。
- 実施要員には、日本の情報処理技術者試験の試験制度及び試験事務の流れを十分に理解する者が含まれること。
- 実施要員には、プロジェクト管理が適切にできるものが含まれていること。

(2) 実施環境

- 作業は原則として IPA 内ではなく、請負者側で行うこと。
- 作業に必要な環境、機器および OS、ミドルウェア等のソフトウェアは、請負者側で用意すること。
- 現行システムに係るソフトウェアおよび文書は、IPA の承諾を得た上で請負者側が参照することができる。
- 本業務の作業においてクラウドサービスを利用する場合は「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」(<https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/cloudsec2013fy.pdf>) に記載されている情報セキュリティ対策を行うこと。

### 5. セキュリティ要件

- (1) 本業務のためにIPAから提供される情報については、本業務の目的以外に利用しないこと。なお、本項の規程は本業務が完了し、又は本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有するものとする。
- (2) 本業務における作業の一切（IPAより開示された資料や情報を含む）について、秘密の保持に留意

し、漏えい防止の責任を負うこと。

- (3) 請負者は、本業務を行う上で使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、情報漏えい対策を講じること。
- (4) 情報セキュリティを確保する為の体制及び機密情報の責任者を定めること。
- (5) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、IPAに報告すること。また、IPAの指示があったときには、その指示に従うものとする。
- (6) IPAから情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告すること。また、IPAは、必要があると認められるときは、情報セキュリティ対策の実施状況を確認する為の調査をする場合がある。
- (7) IPAが貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置を取ること。
- (8) 本業務完了または契約解除等により、IPAが提供した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む）が不要になった場合には、速やかにIPAに返却又は破碎、溶解及び焼却等の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で破棄若しくは消去しIPAに報告すること。ただし、IPAが別段の指示をしたときは、その指示に従うものとする。
- (9) 本業務に従事するものを限定すること。本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にIPAに報告すること。また、請負者はIPAから要請があった場合に、資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務のすべての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報をIPAに提供すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報をIPAに再提供すること。
- (10) 本業務に関わるインシデントが発生した場合の対処方法について、事前にIPAと協議し決定すること。また、インシデント発生時は、決定した対処方法に基づく対応を行うこと。
- (11) 本業務の遂行において、IPAが意図しない変更がシステムに対して行われないことを保証する管理体制を整備すること。
- (12) 再委託を行う場合、再委託することにより生じる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように再委託先に担保させ、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認すること。
- (13) 作業環境及び作業工程において、セキュリティを維持するための手順及び環境を定めること。
- (14) セキュリティパッチ等のテスト及びシステムへの組み込みについて、脆弱性情報のチェックと対応要否をIPAと協議したうえで、双方合意のもと必要と判断した場合は、対策を実施すること。
- (15) 上記(1)～(14)の要件を達成できなくなった場合、又はそうした状態になることが予見された場合は、必要となる改善策を提案し、IPAと協議の上実施すること。

## 6. その他留意事項

### 【連絡体制】

システムの更新作業を進める際にはIPA担当者と緊密に連絡を取り合い、開発上の問題、疑問点等が発生した場合には遅滞なく報告すること。

また、作業の進捗状況について定期的に報告し、必要に応じて請負者側・IPA担当者側双方が参加する会議を開くこと。

## 7. 作業期間及びスケジュール

契約締結日から 2024 年 6 月 28 日（金）まで。

更新後のシステムは、各国における 2024 年 4 月後半のアジア共通統一試験の実施に合わせて運用を開始

できるようにする。それに先立ち、データ移行支援を円滑に進めるために、遅くとも 2024 年 1 月末までに運用テストを完了させ、システム関連資料一式を IPA に提出する。データ移行支援を含めた開発作業は、2024 年 2 月末までに完了させる。各国では、3 月前半から順次導入して、動作確認等の作業を行う。4 月～6 月は、稼働状況の確認、問合せの対応を行う。

## 8. 納入関連事項

### 8.1. 納入期限

納品：2024 年 6 月 28 日（金）

### 8.2. 納入場所

独立行政法人情報処理推進機構 デジタル人材センター 国家資格・試験部 国際グループ

### 8.3. 納入物件

- (1) 以下に記載する物件の電子データを収めた記録媒体(CD-R 又は DVD-R) 一式
- ① ソースファイル一式
  - ② 実行モジュール一式
  - ③ セットアッププログラム（インストーラ）
  - ④ システムに関する設計書一式
  - ⑤ テスト結果報告書
  - ⑥ インストールマニュアル（日本語版および英語版）
  - ⑦ 運用マニュアル（日本語版および英語版）
  - ⑧ ユーザマニュアル（日本語版および英語版）
- (2) ④～⑧については紙媒体各 1 部を検収用として添付すること。
- (3) ④及び⑤については日本語で作成すること。⑥～⑧については日本語版の文書と同一内容の英語版の文書も作成し、合わせて納入すること。
- (4) ④～⑧の体裁は A4 版とし、電子データは docx、xlsx 形式とすること。

## 9. 検収関連

### 【検収条件】

本仕様書において要求する事項をすべて満たしているものであること。

## 契 約 書(案)

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「ITPEC 試験運用システムの更新」に関する請負契約を締結する。

### （契約の目的）

- 第1条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書記載の「ITPEC 試験運用システムの更新」（以下、「請負業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約及び関係法令の定めに従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。
- 2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによってのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

### （再請負の制限）

- 第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負わせた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

### （責任者の選任）

- 第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

### （納入物件及び納入期限）

- 第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

### （契約金額）

- 第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇、〇〇〇、〇〇〇円）とする。

### （権利義務の譲渡）

- 第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### （実地調査）

- 第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。
- 2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

#### (検査)

第8条 甲は、納入物件の納入を受けた日から10日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。

- 2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。
- 3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

#### (契約不適合責任)

第9条 甲は、請負業務完了の日から1年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関する仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。

- 2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。
- 3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。
  - 一 修補等が不能であるとき。
  - 二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第1項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。
- 5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。
- 6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

#### (対価の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。

- 2 甲が前項の期日までに對価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号））によって、遅延利息を支払うものとする。
- 3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

#### (遅延損害金)

第11条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

#### (契約の変更)

第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。

- 一 仕様書その他契約条件の変更（乙に帰責事由ある場合を除く。）。
  - 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
  - 三 税法その他法令の制定又は改廃。
  - 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。
- 2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

#### (契約の解除等)

第13条 甲は、第9条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第4号乃至第6号の場合は催告を要しない。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
  - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。
  - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
  - 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。
  - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。
  - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

#### (損害賠償)

第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。

2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、甲に提示し承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について甲に提示し承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、契約期間中に、甲の要請により、情報セキュリティを確保するための体制及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に甲へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、甲と乙が協議し不十分であると認めた場合、乙は、速やかに甲と協議し対策を講ずること。

3 乙は、本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、甲の許可なく当機構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを甲が確認できる方法で証明すること。

4 乙は、本契約を終了又は契約解除する場合には、乙において本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに甲に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、甲の確認を必ず受けること。

5 乙は、契約期間中及び契約終了後においても、本契約に関して知り得た当機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

6 乙は、本契約の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について甲に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに甲に報告を行い、原因究明及びその対処等について甲と協議の上、その指示に従うこと。

7 乙は、本契約全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づく、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

8 乙は、当機構が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

9 乙は、本契約に従事する者を限定すること。また、乙の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、本契約の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に提示すること。なお、本契約の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を甲に再提示すること。

10 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

11 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(知的財産権)

第17条 請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除

き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。

- 2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権(再利用許諾権を含む。)、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的效果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。
- 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作者人格権、及び著作権法第28条の権利その他“原作品の著作者／権利者”的地位に基づく権利主張は行わないものとする。

#### (知的財産権の紛争解決)

第18条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。

- 2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
- 3 第9条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

#### (成果の公表等)

第19条 甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。

- 2 甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等をすることができる。
- 3 乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
- 4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
- 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

#### (協議)

第20条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

#### (その他)

第21条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

#### 特記事項

#### (談合等の不正行為による契約の解除)

- 第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
    - イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき
    - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
    - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があつたとき
  - 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
  - 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

- 第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。
- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
  - 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
  - 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

- 第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
  - 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して支払わなければならない。
  - 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定す違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
  - 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

- 第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつ

- て、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

2023年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号  
独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 齊藤 裕

乙 ○○県○○市○○町○丁目○番○○号  
株式会社○○○○○○○○  
代表取締役 ○○ ○○

## 個人情報の取扱いに関する特則

## (定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することができるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

## (責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

## (個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

## (開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、隨時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

## (目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

## (複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

## (個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならぬ。

5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならぬ。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や收拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上